

## 暴力団排除条項の導入に伴う、預金規定集等改正のお知らせ

当金庫では、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、普通預金、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定をはじめとする各種規定等に、暴力団排除条項を導入することとし、平成22年7月1日から適用しております。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であると判明した場合には、お客さまのお取引を停止し、または解約させていただくことを定めた条項になり、この条項は導入前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただいております。

なお、普通預金等の口座開設のお申込等の際に、お客さまが暴力団等の反社会的勢力でないことについて、書面にて表明・確約していただいております。この表明・確約にご同意いただけない場合には、口座の開設等をお断りさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【暴力団排除条項の例】

「反社会的勢力との取引拒絶」、「解約等」規定

預金規定集、定期預金規程集において、「反社会的勢力との取引拒絶」および「解約等」に関する項は本規定によりお取扱いいたします。

#### 1. 反社会的勢力との取引拒絶

普通預金（無利息型普通預金を含みます。）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、各種定期預金、定期積金は、第2条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設および積金の契約をお断りするものとします。

#### 2. 解約等

(1) この預金口座（以下積金契約を含みます。）を解約する場合には、この通帳、証書および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引（以下積金契約を含みます。）を停止し、または預金者（以下積金契約者を含みます。）に通知するなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称（氏名）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② 預金者が当該預金規定の内（譲渡・質入れ等の禁止）の項に違反した場合
- ③ この預金（以下積金を含みます。）が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 預金者が前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

- ① 預金者が口座開設および積金契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団等経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

④ この預金が、当金庫に定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

⑤ 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金口座が停止されその解除を求める場合には、通帳・証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。